

子ども手話教室のご案内

夏休みを利用して、子ども手話教室「手話で交流しよう！」を開催します！

日常にちじょうでよく使われている手話を学び、みんなみんなでたのしく交流こうりゅうしよう！
自分の名前じぶん・あいさつなまえ・手話歌しゅわうたなど手話をたくさんおぼえて、つかってみよう！

日時 第1回：8月10日にち（木） 11:00～12:00ち 「お爭いしますか？」 「ありがとう」

第2回：8月24日（木） //

場所：倉吉市人権文化センターくらよしじんけんぶんか

申し込み：0858-22-4768



8月の手話教室のご案内（定例）

初めての方も
大歓迎！！

日時：8月10日（木）・8月24日（木） 10:00～11:00

場所：倉吉市人権文センター 内容：日常会話・手話歌（四季の歌）

第51回 倉吉市集会

研究主題

『人権』って何だろう。私の人権とは、あなたの人権とは
～お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくりをめざして～



開催日 2023年 8月27日（日）

統一テーマ：だれにでも、いつでも、どこでも同じ人権（分科会は直接会場へお越し下さい）

第1分科会	地域社会と人権	倉吉未来中心小ホール	10:00～12:00
第2分科会	子どもの権利と人権	倉吉未来中心セミナールーム3	//
第3分科会	同和問題	倉吉交流プラザ視聴覚ホール	//
第4分科会	少数者の人権	倉吉未来中心セミナールーム7	//
第5分科会	ハラスメント	倉吉交流プラザ第1研修室	//

講演会：倉吉未来中心小ホール 13:30～15:00

演題 「人とのつながりから考える人権」

講師 鳥取看護大学看護学部 田中 響 さん

問い合わせ：倉吉市人権政策課 電話0858-22-8130

倉吉市人権文化センターだより

2023年8月1日 発行 No.151号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

きすな

終戦から78年 8月15日は終戦の日

沖縄では、6月23日を「慰霊の日」としています。



昭和16（1941）年、日本陸軍が英領マレー半島に奇襲上陸し、ハワイ真珠湾を奇襲攻撃しました。日本は、アメリカ・イギリスに宣戦を布告し、第二次世界大戦の一環をなす太平洋戦争が開始されたのです。

昭和18（1943）年には、学生を軍に徴兵する学徒出陣を行い、さらには学徒動員で学校に残る学生や女性を軍事工場で働かせました。

昭和20（1945）年、南西諸島に上陸したアメリカ軍を主体とする連合軍と日本軍の間でも戦いが起きました。沖縄戦と呼びます。

沖縄戦は、軍隊と軍隊、軍人と軍人が戦うものではありませんでした。「本土防衛」を目的に日本軍の基地や陣地が沖縄本島や離島に建設され、日本軍の戦争準備には多くの沖縄県に住む人々が駆り出されました。

防衛隊員として徴収された沖縄県民約22,200人の他、男子生徒は「鉄血勤皇隊」「通信隊」として徴収され、女子生徒は看護隊として徴収されました。

沖縄戦は「鉄の暴風」とも呼ばれる猛烈な艦砲攻撃や空襲により、20万人の犠牲者を出しました。当時沖縄県に住んでいた4人に1人が亡くなったとも言われています。

6月23日、沖縄の日本軍司令官が自決し、日本軍という組織での闘いが終わりました。この日を「慰霊の日」として休日とし、戦争について考え戦いのない世の中を目指しています。

さらに、東京大空襲をはじめとする本土への空襲、沖縄戦と同じく昭和20年に広島と長崎に落とされた原子爆弾などによって、多くの方が戦争の犠牲となりました。

終戦から78年が経ちます。戦争は最大の人権侵害です。しかし、世界各地では今も戦争によって苦しんでいる方が沢山います。

平和とは何か、自分にできることは何か…一緒に振り返り、考えてみましょう。



沖縄県 平和の礎

「全国部落調査」復刻版出版事件裁判控訴審

東京高裁「差別されない権利」を認める

裁判史上、歴史的・画期的判決 その1

2023年6月28日（水）東京高裁控訴審において判決の言い渡しがあり、原告が求めていた「差別されない権利」を認め、出版禁止を大幅に拡大、損害賠償も増額する画期的な判決が出されました。その内容を8月、9月号に掲載します。



全国部落調査「復刻版出版事件裁判」とは

この裁判は、鳥取ループと名乗る人物が、2016年春に全国の被差別部落の所在地情報など一覽を「全国部落調査」復刻版と題する書籍として予約出版・販売しようとした。横浜地裁の出版差し止め処分が出されましたが、その後も当該書籍の内容や「部落解放同盟関係人物一覽」と称する個人情報一覽の電子データをインターネット上に公表しました。

このような差別行為を止めるために①「全国部落調査」復刻版の出版禁止とネット上からの削除②「部落解放同盟関係人物一覽」のネット上からの削除③原告一人当たり110万年、総額2億8900万円の慰謝料を払えとする裁判です。



被差別部落の地名公開は権利侵害 1審より広く認定 東京高裁

2021年9月の一審判決では、①の出版禁止の範囲を25都府県に限定②の一覽はすでに被告らが削除済みだと認めず③原告の大半に5500円〜44000円総額約480万円の損害賠償を認めました。

しかし、すべてプライバシー権の侵害で判断しており、原告が求めた「差別されない権利」は認められませんでした。

2021年に控訴、2022年から控訴審での2回の口頭弁論を経て6月28日（水）に高裁判決の言い渡しがありました。

東京高等裁判所第16民事部判 決言い渡し101号大法廷

2023年6月28日（水）午後1時30分集合場所の東京高裁前の中庭には、全国各地から100人をはるかに超える支援者が集まった。傍聴席（120席）は満席で入れない人もあった。例に従いまずは最初に解放同盟関係者を入室させ、その後被告を入室させる。被告は鳥取ループのみでもう一人は欠席であった。開廷前に、NHKの報道撮影が2分間あり、午後2時に開廷。

判決言い渡し

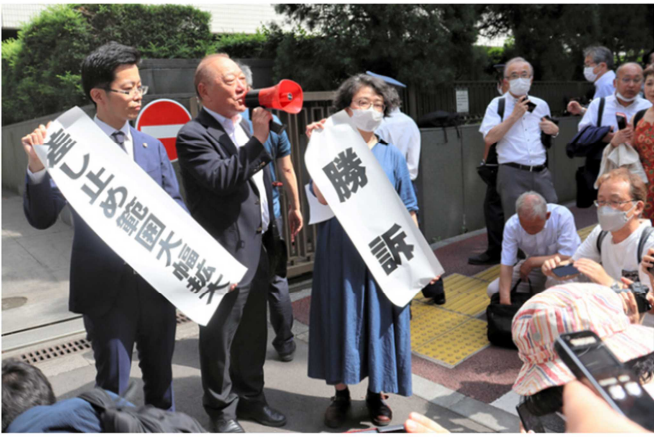
裁判長（土田昭彦裁判長）から主文が述べられたが、地裁判決同様に何を言っているのかはわからない、チンプンカンプンの状態。「被告は、出版、販売、頒布してはならない」、「ウェブサイトを削除せよ」、「リストや個人情報などについてウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表をしてはならない」などという言葉の端々をとらえると勝訴なのかな？と思える内容。しか

し、よくわからない。わずか8分間の判決言い渡しであった。

その後の旗出しでは、弁護士が「勝訴」、「差し止め範囲大幅拡大」と書かれたプラカード持って現れ、勝訴だということを多くの支援者と確認した。

画期的な控訴審判決

土田昭彦裁判長は「人生に与える影響の大きさや、ネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる



情報が公表されることは、差別を受けない権利の侵害にあたる」と指摘し、その上で「出身でなくてもルーツがあることで差別を受けるおそれがある」として、1審よりも出版禁止の差し止めの対象を広げて、現在、その地域に住所や本籍がある人だけでなく、過去に住所などがある人や

親族がいる人についても訴えを認め、差し止めの県は1審では、25県から高裁は31県に拡大した。そして、損害賠償額も1審では約480万円だったものを増額し、合わせて550万円の支払いを命じた。

また、高裁判決は「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」について、その情報の公開が部落差別を助長する違法な行為であることを認め、出版の差し止め、インターネット上での情報公開の禁止、二次利用の禁止、損害賠償の全てを認めました。原告や弁護士は、「裁判所が憲法13条と14条を根拠に裁判ではじめて認めたのは、画期的な判決であり、この決定が判例として他の差別問題の解決にも利用でき

る」と高く評価した。被告の鳥取ループは「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告はするが、結論は期待していない」とのコメントを出しています。

(裁判報告集会) 日比谷図書文化館

中央本部あいさつ 西島藤彦部落解放同盟中央執行委員長

一審判決より踏みこんだ判決、差別されない権利を認め「全国部落調査」の差し止めの県を31県に拡大した。我々は大きく勝利した。判決は今も続く部落差別の現状を列挙し、大きな一石を投じた。ネット上で情報をさらされるのはむごいことで、2次、3次被害につながり、大変な事態になる。ネット上での差別が拡大しており、国にはしっかりと対応を求めたい。今回の判例が法律の制定につながる。プロバイダー責任制限法の改正にもつなげたい。最高裁への提訴は2週間以内に行う。差別情報を入り口で遮断するシステムが必要だ。

原告団代表あいさつ 片岡明幸糾弾闘争本部事務局長

想像よりもずっといい判決となった。差別されない権利を求めたのは大きな成果だ。プライバシー権の侵害だけで判断した一審判決に対し、プライバシー権の侵害以上に差別なんだということを訴えてきた。差し止めの範囲を広げ三重、山口、徳島、長崎、佐賀、茨城を認めた。原告の身内や親せきがいれば認めた。

鳥取ループの悪質性をさばき前進した判決だ。人格権に基づいた利益で判断しており、原告のいない県は認められなかった。やはり差別を禁止する法律がある。損害賠償が追加され550万円になり前回より70万円増額された。

(文責)「全国部落調査」復刻版出版事件裁判原告 下吉真一(しもよししんじ)

はじめて裁判所が「差別されない権利」を認めた画期的判決となりました。

詳細は、次号9月号に続く